

## 学位論文に係る評価に当たっての基準

### (A) 修士の学位審査手続きにおける修士論文審査手続き等 公表文

- 1 美作大学学位規程第4条に基づき、所属研究科の専攻ディプロマ・ポリシーで定める能力を身につけた者に修士の学位を授与する。
- 2 学位論文審査は、美作大学大学院学則に定める修了要件を満たす見込みの者が提出した修士学位請求論文ごとに設置された論文審査委員会が行う。各委員会の委員は研究科委員会の合議によって決定する。  
ただし、美作大学大学院学則第14条2項と学位規程第5条2項に基づき、研究科専攻の目的に照らして適当と認められる場合には、特定の課題について研究した成果を纏めたものを特定課題研究論文という名称で、修士学位請求論文とすることができる。
- 3 論文審査委員会は提出された論文が以下に示す修士論文・特定課題研究論文評価基準を満たすかどうかの判定を行う。さらに、最終試験として修士論文公聴会での発表と質疑応答を経て、論文審査委員会が修士の研究として合格か否かの判定を行い研究科委員会に報告する。研究科委員会は論文審査委員会の報告に基づき合議の上、修士学位請求者が修士の学位を授与する者に相当するか否かを決定する。
- 4 各年度における学位請求論文の審査に係る日程等の運営計画などは研究科委員会で決め「学位判定運営プログラム」として、論文提出予定の修了年次学生に配付する。

### (B) 修士論文・特定課題研究論文評価基準 公表文

- 1 研究テーマがその修士の学位に相応しいものであること。またその研究分野について学位レベルに見合う研究ができるだけの知識と研究法を身につけていること。さらに研究テーマと当該研究における問題設定の記述が明確になされていること。
- 2 結論や解釈について、論理的に整合性のある議論によって導かれていること。またそのことについて適切な記述・論述になっていること。  
さらに、引用・参照の書式が適切であり、註や文献表によって先行研究等が参照されていること。そしてそれらの書誌記述も含め、文章・図表等についてその研究分野のガイドラインを遵守したのになっていること。
- 3 その研究分野の研究パラダイムに適合する研究方法（調査方法・実験方法・論証法）が用いられていること。さらに、それらに基づいて、分析と考察が具体的に行われていること。
- 4 その研究分野において意義があると認められる研究であること。修士論文の場合は当該の学術領域における意義であり、特定課題研究論文の場合はその実務領域・実務現場における意義とする。